2017(平成 29)年度募集「国立がん研究センター認定がん専門相談員」 認定申請募集要項(申請区分:新規)

<発行記録>

<u>発行日 版 内容</u>

2017/03/10 第 1 版 2017(平成 29)年度募集要項 発行

2017/10/01 第2版「1.認定申請資格」の(4)を(1)に移し、(2)(3)を追加し、以降順に番号を振り直した。

2017/11/15 第 3 版 3.1 3) I 群証明書類(2)の表を修正、6.認定申請手続き 手順 2)メールアドレスを変更、手順 3 4)修正

国立がん研究センターは、がん対策推進基本法の理念に基づき、がん専門相談員の質の向上を目指し、国 民が安心して活用できる全国のがん相談支援提供体制の充実を図る目的で、申請に基づき「国立がん研究セ ンター認定がん専門相談員」の認定を行い、広く公開します。

なお、本認定事業は国立がん研究センターが独自に実施する事業であり、現段階ではがん診療連携拠点病院等の指定要件において「国立がん研究センター認定がん専門相談員」の認定を受けた相談員の配置は求められていません。

1. 認定申請資格

以下の条件すべてを満たす者を「国立がん研究センター認定がん専門相談員」の認定申請資格(申請区分:新規)を持つ者とする。

- (1) 国際がん情報サービスグループ(ICISG)が示す"Core Values"(※1)に準じて相談対応活動を行うことを基本姿勢として、相談者に対し、科学的根拠とがん専門相談員の実践に基づく信頼できる情報提供を行うことにより、その人らしい生活や治療選択ができるよう支援を行っていること。「がん専門相談員の実践に基づく信頼できる情報」とは、がん専門相談員が情報収集・調査等を行い、提供することが適切と評価・確認された情報のことを指す。
- (2) がん情報サービスの「情報提供の目的」(※2)、すなわち「国民が正しい情報に基づいて、適切な意思決定をできるようにがんに関する情報を提供すること」を遵守し、患者・家族への対応をおこなっていること。
- (3) 患者・家族に対し、がん対策の方針に反する治療や活動を推奨するような行為(※3)を行っていないこと。
- (4) 原則として、相談援助を主たる業務とする医療・福祉に関する資格(看護師、社会福祉士等の国家 資格、臨床心理士等の認定資格)を有していること。相談援助を主たる業務とする医療・福祉に関 する資格を有していない場合は、相談対応場面において有資格者による助言・指導が得られる体 制にあること。
- (5) 認定申請にあたり、所属施設長による推薦が受けられること。
- (6) がん相談支援業務に従事していること。
- (7) 相談員として、必要とされる知識や情報を更新し、自己研鑽を図る意欲があること。
- **※1**) 「国際がん情報サービスグループ (ICISG) が示す "Core Values"」の和訳は、以下文書内 P.5~6 を 参照ください。

文書名:「国立がん研究センターにおけるがん相談支援センター相談員の育成に関する教育・研修 プログラム提供方針」

http://ganjoho.jp/data/med_pro/consultation/training/program.pdf

※2)「がん情報サービスの「情報提供の目的」」は、以下 URL 内「1.2)情報提供の目的」を参照ください。

http://ganjoho.jp/aboutus.html

※3)「がん対策の方針に反する治療や活動を推奨するような行為」とは、公的枠組み(先進医療・患者申出療養)以外での高額な自費診療の推奨等を指します。

2. 認定要件

認定申請資格(申請区分:新規)を持つ者が、以下の条件すべてを満たすと判断された場合に「国立がん研究センター認定がん専門相談員」として認定する。

- (1) 所属施設長による推薦を受けていること。
- (2) がん相談支援業務に従事していることを所属施設長が証明していること。
- (3) 国際がん情報サービスグループ (ICISG)が示す"Core Values"に準じて相談対応活動を行うことを 基本姿勢として、国立がん研究センターがん対策情報センターが実施するがん相談支援センター 相談員基礎研修(以下、「基礎研修」という)で示されている「がん専門相談員の役割」を担っている こと。

また「がん相談 10 の原則」を業務の指針として、「がん診療連携拠点病院等の整備について(平成 26 年 1 月 10 日付け健発 0110 第 7 号厚生労働省健康局長通知)」に示されている協力・連携づくりの取り組みや相談支援センターの業務を行っていること。

(4)「4.2017(平成 29)年度募集 認定申請(申請区分:新規)に必要な教育研修」(後出)に定める教育研修を履修していること。

3. 認定申請に必要な教育研修

「国立がん研究センター認定がん専門相談員」の認定申請に必要な教育研修は、以下 I~IV 群の 4 領域から構成されるものとする。

3.1 I 群

1) | 群に該当する研修

国立がん研究センターがん対策情報センターが教育研修管理システム上で提供する E ラーニング 研修のうち、テストへの合格が終了条件とされている下記のいずれかの研修コース

- (1) 基礎研修(1)(2)知識確認コース<対象>前年度までに基礎研修(3)の受講歴がない者
- (2) 継続研修(認定取得コース) <対象>前年度までに基礎研修(3)の受講歴がある者
- (3) 継続研修(認定更新コース) <対象>「認定がん専門相談員」の認定を有する者

2) 1群に該当しない研修

「国立がん研究センター認定がん専門相談員」認定事業では、一定の質を担保した上で広く一般 に情報公開を行う必要があることから、教育研修管理システム上でのテスト合格を要する研修コース のみを I 群として位置づけている。

2014(平成 26)年度以前に開催された集合形式での「基礎研修(1)」「基礎研修(2)」や、2015(平成 27)年度より実施されている「基礎研修(1)(2)研修修了コース」等では、テストへの合格が終了条件とされておらず、I群の受講歴としては認められないため注意すること。

3) I 群証明書類

- (1) 受講終了後に教育研修管理システム上で発行される受講証書のコピーを | 群証明書類とする。
- (2) 認定申請を行う年度から遡って過去3年の間に開講された研修の受講証書が、I 群証明書類として効力を有するものとする。

※ 参考:認定申請年度別I群証明書類

認定申請を行う年度	I 群証明書類として効力を有する受講証書
2017(平成 29)年度	2015、2016、2017(平成 27,28,29)年度開講コースの受講証書
2018(平成 30)年度	2016、2017、2018(平成 28,29,30)年度開講コースの受講証書
2019(平成 31)年度	2017、2018、2019(平成 29,30,31)年度開講コースの受講証書
2020(平成 32)年度	2018、2019、2020(平成 30,31,32)年度開講コースの受講証書

3.2 II 群

1) II 群に該当する研修

国立がん研究センターがん対策情報センターにより提供されている基礎研修(3)を II 群該当研修とする。

2) II 群証明書類

研修終了後に国立がん研究センターがん対策情報センターより交付される修了証書のコピーを II 群証明書類とする。

3.3 III 群

1) III 群に該当する研修

国立がん研究センターのウェブサイト上で公開されている「III 群該当研修リスト」に掲載されている 研修を III 群該当研修とする。 各都道府県のがん相談員研修連絡担当者(主に都道府県がん診療連携拠点病院のがん相談支援センター実務者で指導者研修を修了された方)より提出された III 群登録申請書をもとに、国立がん研究センターがん対策情報センターが設置する認定委員会において、以下の要件を満たすと判断された研修が「III 群該当研修リスト」に掲載される。

(1) 主催者:

国立がん研究センターがん対策情報センター、都道府県がん診療連携拠点病院、都道府県およびそれに準じる機関(地域統括相談支援センター等)、都道府県がん診療連携協議会およびそれに準じる機関(相談支援に関する部会等)のいずれかが主催した研修であること。

(2) 対象:

がん相談支援業務に携わる相談員を主な対象とした研修であること。

(3) 内容:

がん相談支援業務に携わる相談員を主な対象と想定して企画立案された研修内容で、研修目的 や学習目標が具体的に設定されている研修であること。

(4) 研修開催日:

原則、研修開催日が含まれる月の前々月の末日までに III 群登録申請書が提出された研修であること。 例)10月中に開催する研修の場合、8月末日までに提出されていること

(5) 実質受講時間数:

前後に付随する会議や交流会、休憩時間を除いた実質的な研修受講時間数が 2 時間以上の研修であること。

(6) 受講証明:

国立がん研究センターがん対策情報センターが定める指定項目および交付基準に則って受講証明書類(受講証・修了証等)が交付される研修であること。

2) III 群単位数

- (1) <u>基礎研修(3)を修了した**年度内**に認定申請(申請区分:新規)を行う場合、III 群または IV 群のい</u>ずれかから**計 1 単位以上**が必要となる。
- (2) <u>基礎研修(3)を修了した**翌年度以降**に認定申請(申請区分:新規)を行う場合、**計4単位以上**の III 群単位数が必要となる。</u>
- (3) 「国立がん研究センター認定がん専門相談員」の認定取得後に更新を目的とした認定申請(申請区分: 更新)を行う場合、計 4 単位以上の III 群単位数が必要となる。
- (4) 申請可能な単位数は、III 群、IV 群あわせて最大 10 単位までとする。
- (5) 各 III 群該当研修の単位数は「III 群該当研修リスト」に記載のとおりとする。

3) III 群証明書類

- (1) 受講者として III 群該当研修に参加した場合、受講終了後に主催者より交付される受講証明書類 (受講証・修了証等)のコピーを III 群証明書類とする。
- (2) 講師・ファシリテーター等、研修企画運営者として III 群該当研修に参加した場合、主催者より交付される依頼状のコピーを III 群証明書類とする。
- (3) <u>認定申請を行う年の12月末日から遡って過去3年の間に開催された研修の証明書類(受講証・</u>修了証・依頼状等)が、III 群証明書類として効力を有するものとする。

認定申請を行う年度	Ⅲ 群証明書類として効力を有する受講証明書類
2017(平成 29)年度	2015(平成 27)年1月~2017(平成 29)年12月末日まで
	に開催された 群該当研修の受講証明書類
2018(平成 30)年度	2016(平成 28)年1月~2018(平成 30)年12月末日まで
	に開催された 群該当研修の受講証明書類
2019(平成 31)年度	2017(平成 29)年1月~2019(平成 31)年12月末日まで
	に開催された 群該当研修の受講証明書類

に開催された III 群該当研修の受講証明書類

2018(平成30)年1月~2020(平成32)年12月末日まで

※参考:認定申請年度別 III 群証明書類

(4) 2015(平成 27)年1月~12月末日開催分に限り、証明書類(受講証・修了証・依頼状等)の入手が困難である等、やむを得ない場合は、当日配布資料のコピーなど開催概要がわかる資料の提出でもよいこととする。

3.4 IV 群

1) IV 群に該当する研修

2020(平成 32)年度

以下の条件全てを満たす研修や学術集会に参加した場合に、IV 群の単位として申請することができる。なお、研修や学術集会の主催者・対象に関する条件は特に設けていない。形式については、 集合形式(講義・演習等)のほか、E ラーニングによる学習等も含めることができることとする。

(1) I~III 群非該当:

I~Ⅲ 群に該当しない研修や学術集会であること。特に、「Ⅲ 群該当研修リスト」に掲載済みの研修を、Ⅳ 群の単位として申請することはできないため注意すること。

(2) 内容:

がん専門相談員に必要とされる知識、技術の習得に寄与する研修や学術集会であること。申請書類(プログラム・レポート)をもとに審査を行う。審査で承認されたもののみ正式に IV 群該当研修の単位として認められる。

(3) 研修開催日:

認定申請を行う年の12月末日から遡って過去3年の間に開催された研修や学術集会であること。

(4) 実質受講時間数:

前後に付随する会議や交流会、休憩時間を除いた実質的な研修受講時間数が2時間以上の研修を学術集会であること。2時間に満たないものは申請の対象外とする。

(5) 参加証明:

参加証明書類(「参加証」「受講証」「修了証」等)が発行される研修や学術集会であること。

※ 参考:IV群に該当する教育研修の例

A がん専門相談員の多くが所属する職能団体と関連団体による研修、学術集会など

例)社会福祉士、看護師・保健師、臨床心理士の職能団体・関連団体による研修、学術集会など

日本医療社会福祉協会、日本看護協会、日本臨床心理士会、日本臨床心理士資格認定協会、各都道府県の医療ソーシャルワーカー協会・看護協会・臨床心理士会による研修、学術集会など

B がん・保健・医療・福祉に関連する領域の学会などによる研修、学術集会など

例)がん相談研究会、日本医療社会事業学会、日本医療社会福祉学会、日本カウンセリング学会、日本がん看護学会、日本癌治療 学会、日本緩和医療学会、日本在宅ケア学会、日本心理臨床学会 などによる研修、学術集会など

- C 都道府県がん診療連携協議会、がん診療連携拠点病院が主催する医療従事者向け研修など 例)緩和ケア研修会、がん看護研修会、がん薬物療法研修会 など
- D 公的機関、各種団体、医療機関などによる医療従事者向け研修など
- 例) 都道府県、自治体、国の機関(国立保健医療科学院など)、各種団体・法人、医療機関などによる研修など
- E その他A~Dに該当しない教育研修
- 例)個人による海外医療機関などでの研修 など

2) IV 群単位数

- (1) <u>基礎研修(3)を修了した**年度内**に認定申請</u>(申請区分:新規)を行う場合、<u>III 群または IV 群のいず</u>れかから**計 1 単位以上**が必要となる。
- (2) <u>基礎研修(3)を修了した**翌年度以降**に認定申請</u>(申請区分:新規)を行う場合、<u>計 2 単位以上の IV</u> 群単位数が必要となる。
- (3) 「国立がん研究センター認定がん専門相談員」の認定取得後に更新を目的とした認定申請(申請区分:更新)を行う場合、計2単位以上の IV 群単位数が必要となる。
- (4) 申請可能な単位数は、III 群、IV 群あわせて最大 10 単位までとする。
- (5) 2時間以上の研修や学術集会において発行された証明書類(「参加証」「受講証」「修了証」「依頼 状」等)1枚につき1単位とする。(研修日程が複数日にわたる場合でも、同一研修であれば1単位 となる)

3) IV 群証明書類

- (1) 受講者として IV 群該当研修(3.4.1 に記載の条件を満たす研修や学術集会)に参加した場合、主催者より交付される参加証明書類(参加証・受講証・修了証等)のコピーを IV 群証明書類とする。「本人氏名・主催者名・研修名・開催日程」が記載された証明書類を提出すること。なお、一枚の証明書類の中に上記全ての項目が含まれていない場合でも、別途資料添付により情報の補完が可能と判断される場合には問題ないものする。
- (2) 講師・ファシリテーター等、研修企画運営者として IV 群該当研修に参加した場合、主催者より交付される依頼状のコピーを IV 群証明書類とする。「本人氏名・主催者名・研修名・開催日程」が記載された証明書類を提出すること。
- (3) 認定申請を行う年の12月末日から遡って過去3年の間に開催された研修の証明書類(参加証・受講証・修了証・依頼状等)が、IV 群証明書類として効力を持つものとする。

※	 	٠	認定申請年度	FEII TV	群証明書箱
/• \	少 つ	•	砂た中明十万	さかけ エV	仲叫り百炔

認定申請を行う年度	IV 群証明書類として効力を有する参加証明書類
2017(平成 29)年度	2015(平成 27)年1月~2017(平成 29)年12月末日まで
	に開催された IV 群該当研修の参加証明書類
2018(平成 30)年度	2016(平成 28)年1月~2018(平成 30)年12月末日まで
	に開催された IV 群該当研修の参加証明書類
2019(平成 31)年度	2017(平成 29)年1月~2019(平成 31)年12月末日まで
	に開催された IV 群該当研修の参加証明書類
2020(平成 32)年度	2018(平成 30)年1月~2020(平成 32)年12月末日まで
	に開催された IV 群該当研修の参加証明書類

(4) 2015(平成 27)年1月~12月末日開催分に限り、証明書類(参加証・受講証・修了証・依頼状等)の入手が困難である等、やむを得ない場合は、当日配布資料のコピーなど開催概要がわかる資料の提出でもよいこととする。

4) IV 群レポート審査

- (1) IV 群該当研修(3.4.1 に記載の条件を満たす研修や学術集会)に参加し、IV 群の単位として申請を行う場合、下記 3 点が原則必要となる。
 - a. 証明書類(参加証·受講証·修了証·依賴状等)
 - b. レポート(1研修につき1枚)
 - c. プログラム(開催概要の分かる資料)
- (2) IV 群該当研修に講師や演者として参加しており、かつ自身が作成した講義資料や研究発表の抄録(筆頭者に限る)がある場合には、上記提出資料 3 点のうちレポート(3.4.4) (1)b.)を、講義資料や抄録に代えることができることとする。

- (3) 以下の4項目の記載を含むレポートを200字以上400字以下で作成すること。
 - a. 研修概要(主な内容・テーマ)
 - b. 参加動機・背景(日頃の問題意識、何を学びたいと思って参加したのか)
 - c. 研修を通して得られた学び(知識・情報・視点・考えたこと等)
 - d. 自身のがん相談支援業務(や組織・地域)における、研修で得られた学びの活用状況(計画でも可)
- (4) レポート審査は以下の基準をもとに行う。審査で承認されたもののみ正式に IV 群該当研修の単位 として認められる。
 - a. 自身のがん相談支援業務における、研修で得られた学びの活用状況について具体的に記載されていること。
 - b. 様式 2(申請資格申告書)の申告内容との間に矛盾がないこと。(明らかに相反する記載がないこと)
 - c. 指定の文字数の範囲内で記載されていること。

4. 2017(平成 29)年度募集 認定申請(申請区分:新規)に必要な教育研修

2017 年度募集「国立がん研究センター認定がん専門相談員」認定申請(申請区分:新規)に必要な教育研修は、以下のとおりとする。

4.1 2017(平成 29)年度に基礎研修(3)を修了した者

2017年度に基礎研修(3)を修了した者が、2017年度中に認定申請(申請区分:新規)を行う場合、必要となる教育研修内容は以下のとおりとする。

1) | 群 :以下のいずれかの受講

- (1) 2017(平成 29)年度基礎研修(1)(2)知識確認コース
- (2) 2016(平成 28)年度基礎研修(1)(2)知識確認コース
- (3) 2015(平成 27)年度基礎研修(1)(2)知識確認コース
- 2) II 群 :2017(平成 29)年度に開催された基礎研修(3)の修了
- 3) III 群・IV 群 : III 群または IV 群の中から 1 単位以上

なお、2017 年度に基礎研修(3)を修了した者が、2018 年度以降に認定申請(申請区分:新規)を行う場合、必要となる III 群、IV 群単位数に変更が生じるため注意すること。

4.2 2016(平成 28)年度以前に基礎研修(3)を修了した者

2016 年度以前に基礎研修(3)を修了した者が、2017 年度中に認定申請(申請区分:新規)を行う場合、必要となる教育研修内容は以下のとおりとする。

- 1) | 群 :以下のいずれかの受講
 - (1) 2017(平成 29)年度継続研修(認定取得コース)
 - (2) 2016(平成 28)年度継続研修(認定取得コース)
 - (3) 2015(平成 27)年度継続研修(認定取得コース)
 - (4) 2016(平成 28)年度基礎研修(1)(2)知識確認コース
 - (5) 2015(平成 27)年度基礎研修(1)(2)知識確認コース

2) II 群 :2016(平成 28)年度以前に開催された基礎研修(3)の修了

3) III 群 : <u>III 群の中から 4 単位以上</u> 4) IV 群 : IV 群の中から 2 単位以上

5. 認定申請受付期間

2017年度募集「国立がん研究センター認定がん専門相談員」認定申請の申請受付期間は以下のとおりとする。

受付開始: 2017 年 12 月 01 日(金) ※WEB 申込受付は正午より開始

受付締切:2017年12月15日(金)※申請書類については当日消印有効

6. 認定申請手続き

以下の手順にそって申請手続きを行うこと。

手順1 教育研修管理システム登録

- 1) 国立がん研究センターがん対策情報センター教育研修管理システム (https://education.ganjoho.jp/ies/)にて、「国立がん研究センター認定がん専門相談員」認定申請のコースに申し込み手続きを行う。
- 2) 申込受付完了通知(申し込みが完了すると、自動配信されるメール)が届いていることを確認する。

手順2 申請書類(データ)送信

- 1) 2017(平成 29)年度募集 申請書類の EXCEL ファイル(様式 1~4)に必要事項を入力する。
- 2) メールに EXCEL ファイルを添付して、以下要領で送信する。

【要領】

宛先のメールアドレス: ncc_soudan_kadai_ml@oscar-japan.com メールの件名: 平成 29 年度募集 認定がん専門相談員(申請)

平成 29 年度募集 認定がん専門相談員 申請書類を添付ファイルにてお送りします。

◎施設名 : ○○病院◎申請者氏名:○○ ○○

以上

手順3 申請書類(紙)郵送

- 1) EXCEL ファイルにある書類(様式 1~4)を全て印刷し、押印が必要な書類(様式 1~3)に押印する。
- 2) 様式 3 で申告した研修を受講していることが証明できる書類(I~IV 群証明書類)を準備する。IV 群については、受講証明書類(参加証・受講証・修了証等)に加え、プログラムなど開催概要の分かる資料を準備する。
- 3) 申請書類チェックリストで必要書類が全てそろっているかを確認する。
- 4) 申請書類チェックリストも含め全ての書類を同封し、下記宛先へ郵送する。

(宛先)

〒181-0013 東京都三鷹市下連雀 3-35-1 ネオ・シティ三鷹

オスカー・ジャパン株式会社内

国立がん研究センター認定事務局

※「認定申請」と朱書きのこと。

※書類作成および送付に関する注意事項

- 原則、片面印刷(当日配布資料のコピー等で、枚数が大量になる場合に限り両面印刷可)とすること。
- 複数枚の資料をまとめる必要がある場合にはクリップを使用すること。(ホチキスは使用しないこと)
- 審査対象外の書類は添付しないこと。
- 書類到着確認の問い合わせには対応していないため、到着確認が必要な場合は、配達記録や書留を 利用すること。
- 提出された書類は理由の如何を問わず返却しないため、証明書類(参加証・受講証・修了証・依頼状等)の原本を送付しないよう注意すること。

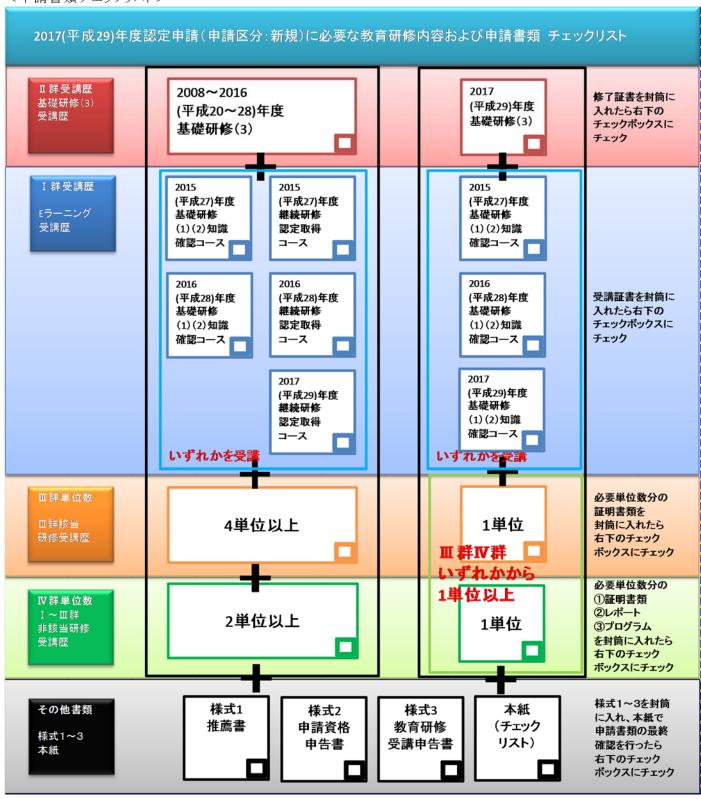
7. 認定申請書類

認定申請手続きの際に必要となる申請書類は以下のとおりとする。

No.	書類の名称	でとなる中間音頻は終了がとわりとする。 備考
1)	様式1 現任証明お	認定申請者が医療・福祉に関する資格を有していない場合は、指導責任者
X	よび推薦書	の氏名または部署を明記すること。
2)	様式2 申請資格申	満たしていない項目が1つでもある場合、認定申請を行っても承認されない
X	告書	ため、申請資格項目を全て満たすことができるようになった段階で認定申請
		を検討すること。
3)	様式3 教育研修受	自身が受講した I 群〜IV 群に該当する研修の情報を記載すること。
X	講申告書	
4)	I 群証明書類	「4.2017(平成29)年度募集 認定申請(申請区分:新規)に必要な教育
		研修」に記載の条件に基づき、必要とされる 群受講歴(「基礎研修(1)(2)
		知識確認コース」または「継続研修(認定取得コース)」)の受講証書(コピ
		ー)を提出すること。
		なお、2014(平成 26)年度以前に開催された集合形式での「基礎研修(1)」
		「基礎研修(2)」や、2015(平成 27)年度より実施されている「基礎研修(1)
		(2)研修修了コース」等では、1 群の受講歴としては認められないため注意
		<u>すること。</u>
5)	II 群証明書類	基礎研修(3)の修了証書(コピー)を提出すること。
6)	III 群証明書類	「3.3.3) 群証明書類」に記載の条件を満たす規定単位数以上の 群
		証明書類(コピー)を提出すること。書類作成にあたっては、研修ごとに証明
		書類をコピー(用紙サイズ:A4)すること。
		また、様式3(教育研修受講申告書)で記載した 群研修情報に対応する
		ように証明書番号(III-1~III-5)を用紙の左上に記載すること。
7)	IV 群関連申請書類	IV 群の単位を含めて認定申請を行う場合、参加した研修や学術集会ごと
		に、以下の3点を提出すること。
(1)	IV 群証明書類	「3.4.3) IV 群証明書類」に記載の条件を満たす規定単位数以上の IV 群証
		明書類(コピー)を提出すること。書類作成にあたっては、研修ごとに証明書
		類をコピー(用紙サイズ: A4) すること。
		また、様式 3(教育研修受講申告書)で記載した IV 群研修情報に対応する
		ように証明書番号(IV-1~IV-5)を用紙の左上に記載すること。
(2)	様式 4 IV 群レポー	様式 3(教育研修受講申告書)で記載した IV 群研修情報に対応するように
X	F	書式(IV-1~IV-5)を選択し、レポートを作成すること。
		講師や演者として参加している場合の例外対応については、「3.4.4) IV 群
		レポート審査 (2)」参照。
(3)	プログラム	様式 3(教育研修受講申告書)で記載した IV 群研修の開催概要が分かる
		資料を添付すること。
8)	申請書類チェックリ	次ページのチェックリストで必要書類が全てそろっているかを確認すること。
	スト	

:2017(平成 29)年度募集 申請書類の EXCEL ファイル内に所定書式があるもの

<申請書類チェックリスト>



8. 認定申請料

認定申請受付締切日以降に、料金徴収事業者(国立がん研究センターがん対策情報センターによる業務委託)より送付される請求書・払込用紙を受け取り次第、認定申請料の払込手続きを行うこと。

8.1 金額(稅込)

5,400円(5,000円+消費税)

8.2 払込手続きに関する注意事項

- 1) 請求書・払込用紙の宛名は認定申請者個人名で発行する。施設名・機関名での発行には対応していないため、必要がある場合は各施設内にて事務処理対応を行うこと。
- 2) 認定申請受付締切日以降、2週間程度(12月末~1月初旬)を目処に、請求書・払込用紙を施設・ 機関の住所に送付する。
- 3) 申請書類に不備が確認された場合、請求書・払込用紙の代わりに、申請書類不備が確認され審査対象外となっている旨をメールにて通知する。
- 4) 必ず送付された所定の払込用紙を使用して払い込みを行うこと。 他の方法(銀行振込・インターネットバンキング等)で払い込みを行った場合、入金が確認できず、認 定審査対象外となる恐れがあるため注意すること。
- 5) <u>払込用紙を利用できる収納代行機関はコンビニエンスストア・郵便局のみとする。</u> (銀行・信用金庫・農協系金融機関等での利用不可)
- 6) 入金が確認できた段階で認定審査の対象とする。 請求書に記載されている指定の期日までに手続きが完了しない場合、申し込みをキャンセルしたもの と見なす。 また、支払われた認定申請料はいかなる理由があっても返金しない。
- 7) <u>払い込み手続きの際に受け取る「払込受領証(払込用紙の右端部分/払込窓口店のタイムスタンプが押印されるもの)」が領収証に相当する。別途「領収証」の発行には対応していないため、必要がある場合は各施設内にて事務処理対応を行うこと。</u>

9. 認定有効期限

認定の有効期限は、認定を受けてから3年間(2018年4月~2021年3月)とする。

10. 認定更新申請

認定の更新を希望する者は、認定の有効期限を迎える年度の認定申請受付期間中に、認定申請(申請区分:更新)を行わなければならない。詳細については認定更新申請の募集要項を参照すること。



11. 認定申請(申請区分:更新)に必要な教育研修

2020年度募集「国立がん研究センター認定がん専門相談員」認定申請(申請区分:更新)に必要な教育研修は、以下のとおりとする。

以下 1)~3)の全てのコースの受講

- 1) 2018 年度継続研修(認定更新コース)
- 2) 2019 年度継続研修(認定更新コース)
- 3) 2020年度継続研修(認定更新コース)

※やむを得ない事情により継続研修(認定更新コース)を3年間連続して受講することができなかった場合、以下の条件を満たせば更新申請を行うことができることとする。

- ①「2020年度継続研修(認定更新コース)」に含まれている全てのテストコンテンツ(任意受講含む)に合格していること
- ②「継続研修(認定更新コース)」未受講年度が生じた事情が分かる理由書を提出すること
- ③「継続研修(認定更新コース)」未受講年度分の受講料に相当する金額を支払うこと

11.2 III 群

III 群の中から4単位以上

11.3 IV 群

IV 群の中から2単位以上

12. 認定の停止・取消

認定後、「国立がん研究センター認定がん専門相談員」の申請資格および認定要件を満たしていない等、「国立がん研究センター認定がん専門相談員」として質の保たれたサービスの提供が困難であると考えられる場合、また推薦者や指導責任者がその責務を果たしていないと考えられる場合には、認定委員会での協議の上、認定の停止または取消の措置をとる場合がある。

13. 認定申請の流れ(予定)

心化中间以加化了化厂		
2017年12月1日~15日	認定申請受付期間	
	(IV 群レポートを除く書類審査随時実施、書類不備がある場合メー	ルにて通
	知)	
2017年12月25日	認定申請料請求書・払込用紙の発送	
2018年1月末頃まで	認定申請料の払い込み	
	IV 群レポート審査、認定申請料入金確認	
2018年2月	認定委員会開催	
2018年3月末	認定審査結果通知	
2018年4月1日	認定開始日	※ 1
2018年4月下旬~10月	2018(平成 30)年度継続研修(認定更新コース)申込・受講	
2019年4月下旬~10月	2019(平成 31)年度継続研修(認定更新コース)申込・受講	
2020年4月下旬~10月	2020(平成 32)年度継続研修(認定更新コース)申込・受講	
2020年12月	認定申請受付期間(申請区分:更新)	
2021年3月31日	認定終了日	
2021年4月1日	認定開始日(認定更新された場合)	
-	·	

※1) 更新には、2018 年 1 月~2020 年 12 月の間に III 群 4 単位以上と IV 群 2 単位以上の取得が必要